8　ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の策定等に当たっての留意

国及び地方公共団体は、ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の策定及び実施に当たっては、次に掲げる事項に特に留意しなければならないこととした。（第八条関係）

㈠　障害者その他の身体の状態に応じて日常生活又は社会生活上特に配慮を要する者がその年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育が受けられるようにするための教育の内容及び方法の改善及び充実を図ること。

㈡　障害者、高齢者等の多様な就業の機会を確保すること。

㈢　障害者、高齢者等の自立及び社会における活動への参画を支援するために、まちづくりその他の観点を踏まえながら、その移動上又は施設の利用上の利便性及び安全性を確保すること。

㈣　障害者、高齢者等の言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段並びに情報の取得及び利用のための手段を確保すること。

㈤　障害者、高齢者等が安全にかつ安心して生活を営むことができるようにするために必要な防災上の措置を講ずること。

㈥　法律又は条例の定めるところにより行われる選挙、国民審査又は投票に関し、障害者、高齢者等が円滑に投票を行うことができるようにすること。

9　障害者、高齢者等の意見の反映

国及び地方公共団体は、ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策を策定し、及び実施するに当たっては、障害者、高齢者等の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならないこととした。（第九条関係）

10　ユニバーサル社会の実現に関する教育及び学習の振興等

国及び地方公共団体は、ユニバーサル社会の実現を図るためには国民の理解と協力を得ることが欠くことのできないものであることに鑑み、社会的障壁に関する体験学習等ユニバーサル社会の実現に関する教育及び学習の振興並びに広報活動の充実のために必要な措置を講ずるものとすることとした。（第一〇条関係）

11　障害者、高齢者等にとって利用しやすい施設及び製品の普及等

国及び地方公共団体は、ユニバーサル社会の実現に向けて、障害者、高齢者等にとって利用しやすい施設及び製品の普及並びにそのための調査研究、技術開発等の推進及びその成果の普及その他の必要な措置を講ずるものとすることとした。（第一一条関係）

12　連携協力体制の整備

国は、ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策を総合的かつ一体的に推進するため、国、地方公共団体、事業者、国民等の相互間の緊密な連携協力体制の整備に努めなければならないこととした。（第一二条関係）

13　ユニバーサル社会推進会議

政府は、内閣府、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省その他の関係行政機関相互の調整を行うことにより、ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の総合的かつ一体的な推進を図るため、ユニバーサル社会推進会議を設けるものとすることとした。（第一三条関係）

14　施行期日等

㈠　国は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとすることとした。（附則第二項関係）

㈡　この法律は、公布の日から施行することとした。

◇地方公共団体の議会の議員及び長の任期満了による選挙等の期日等の臨時特例に関する法律

（法律第一〇一号）（総務省）

1　選挙の期日に関する事項

㈠　平成三一年三月一日から同年五月三一日までの間に任期が満了する地方公共団体の議会の議員又は長の任期満了による選挙の期日は、当該選挙を同年二月二八日以前に行う場合及び公職選挙法第三四条の二の規定（以下「九〇日特例の規定」という。）により行う場合を除き、都道府県及び指定都市の議会の議員及び長の選挙にあっては同年四月七日、指定都市以外の市、町村及び特別区の議会の議員及び長の選挙にあっては同月二一日とした。（第一条第一項関係）

㈡　平成三一年六月一日から同月一〇日までの間に任期が満了する地方公共団体の議会の議員又は長の任期満了による選挙の期日は、それぞれ㈠に掲げる期日とすることができることとした。（第一条第二項関係）

㈢　統一選挙として任期満了による選挙を予定していた地方公共団体の議会の議員又は長について、任期満了による選挙以外の選挙を行うべき事由が生じた場合において、一定の場合における当該選挙の期日は、それぞれ㈠に掲げる期日とした。（第一条第三項関係）

㈣　統一選挙として任期満了による選挙を予定していなかった地方公共団体の議会の議員又は長について、任期満了による選挙以外の選挙を行うべき事由が生じた場合において、一定の場合における当該選挙の期日は、それぞれ㈠に掲げる期日とした。（第一条第四項関係）

㈤　衆議院議員又は参議院議員の公職選挙法第三三条の二第二項に規定する統一対象再選挙（以下「統一対象再選挙」という。）又は補欠選挙のうち、同項の規定により選挙を行うべき期日が平成三一年四月二八日となるものの期日は、同月二一日とした。（第一条第五項関係）

2　選挙の期日の告示に関する事項

1により行われる選挙の期日を告示する日をそれぞれ次のとおりとした。（第二条関係）

㈠　都道府県知事の選挙にあっては、平成三一年三月二一日

㈡　指定都市の長の選挙にあっては、平成三一年三月二四日

㈢　都道府県及び指定都市の議会の議員の選挙にあっては、平成三一年三月二九日

㈣　指定都市以外の市及び特別区の議会の議員及び長の選挙にあっては、平成三一年四月一四日

㈤　町村の議会の議員及び長の選挙にあっては、平成三一年四月一六日

㈥　衆議院議員の統一対象再選挙及び補欠選挙にあっては、平成三一年四月九日

㈦　参議院議員の統一対象再選挙及び補欠選挙にあっては、平成三一年四月四日

3　九〇日特例の規定の取扱いに関する事項

九〇日特例の規定は、地方公共団体の議会の議員の任期及び当該地方公共団体の長の任期がいずれも平成三一年三月一日から同年五月三一日までの間に満了する場合には、適用しないこととした。（第三条関係）

4　同時選挙に関する事項

1の㈠から㈣までにより行われる地方公共団体の議会の議員及び長の選挙については、都道府県、市町村及び特別区の選挙ごとにそれぞれ公職選挙法第一一九条第一項の規定による同時選挙とするものとし、指定都市の選挙と当該指定都市の区域を包括する都道府県の選挙については、同条第二項の規定による同時選挙とすることとした。（第四条第一項及び第二項関係）

5　立候補の禁止に関する事項

1の㈠から㈣までにより平成三一年四月七日に行われる選挙又は公職選挙法の規定により当該選挙に便乗して行われる地方公共団体の議会の議員の補欠選挙等において公職の候補者となった者は、当該選挙区の全部又は一部を含む区域において、1により同月二一日に行われる選挙又は公職選挙法の規定により当該選挙に便乗して行われる地方公共団体の議会の議員の補欠選挙等における公職の候補者となることができないこととした。（第五条第一項関係）

6　寄附等の禁止に関する事項

1の㈠又は㈡により行われる選挙についての寄附等の禁止の期間は、一定の場合を除き、それぞれの選挙の期日前九〇日に当たる日から当該選挙の期日までの間とした。（第六条及び第七条関係）

7　この法律は、公布の日から施行することとした。

◇出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律（法律第一〇二号）（法務省）

一　出入国管理及び難民認定法の一部改正関係

1　法の目的に、本邦に在留する全ての外国人の在留の公正な管理を図ることを追加することとした。（第一条関係）